

令和3年度 ロビーコンサート開設事業 実施要項

(目的)

第1条 この要項は、町民が自主・自発的に実施する文化芸術活動を促進するとともに、町内外の個人又は団体による文化芸術活動を町民に鑑賞させる機会の提供と経済的支援を行うことにより、町内における文化芸術活動を通じた地域活性化を図ることを目的とする。

(主催)

第2条 大樹町芸術鑑賞協会

(共催)

第3条 大樹町教育委員会

(対象範囲)

第4条 本事業の対象範囲は、次に掲げるものであり、目的及び内容が公益的な性格を有しており、広く芸術鑑賞の振興に寄与するものであることとする。

- (1) 町内で活動している個人又は団体
- (2) 町外で活動している個人又は団体
- (3) その他大樹町芸術鑑賞協会が特に認めた個人又は団体

(期間)

第5条 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（年度内事業）とする。

(会場)

第6条 大樹町生涯学習センターアートギャラリー（ロビー）を主として使用するものとするが、特段の事由がある場合はオークホール等を使用することも認めることとする。

(事業内容)

第7条 本事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 音楽分野（クラシック、ジャズ、吹奏楽、器楽、合唱、歌謡曲、演歌、民謡など）
- (2) 演劇分野（演劇、人形劇、古典芸能、お笑い、絵本朗読、紙芝居など）
- (3) 舞踊分野（日本舞踊、狂言、能楽、バレエ、ミュージカル、ダンス、大道芸など）
- (4) その他大樹町芸術鑑賞協会が特に認めた事業

2 次に掲げる事業は対象としない。

- (1) 団体の記念事業

- (2) チャリティー事業
- (3) 定期活動団体の定期発表事業（不定期含む）

（事業条件）

第8条 本事業の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業数は、当該年度における予算の範囲内とし、先着順とする。
- (2) 同一事業の開設は、年度内で1回までとする。

（申請）

第9条 事業の開設を希望する個人又は団体は、ロビーコンサート開設事業申請書（様式第1号）にロビーコンサート開設事業計画書（様式第2号）を添えて、大樹町芸術鑑賞協会に提出しなければならない。

（決定通知）

第10条 大樹町芸術鑑賞協会は申請書類を受理した際、その内容を審査し適切と認められた時は申請者に対してロビーコンサート開設事業承認書（様式第3号）又はロビーコンサート開設事業不承認書（様式第4号）を通知する。

（報告）

第11条 事業を終了した日の翌日から30日以内に、ロビーコンサート開設事業報告書（様式第5号）を大樹町芸術鑑賞協会に提出しなければならない。

（経費負担）

第12条 本事業の開催に係る経費の処理は、次に掲げるものとする。

- (1) 本事業の開催に係る会場使用料は無料とする。
- (2) 本事業の開催に係る広告費（案内チラシ印刷代など）は大樹町芸術鑑賞協会が負担する。
- (3) 1事業あたりの謝礼（所得税、旅費含む）は、次のとおりとする。

・ 高校生以下で構成される個人又は団体	図書券 1,000 円（人数分）
・ 町内に在住する一般成人で構成された個人又は団体	20,000 円
・ 十勝管内に在住する一般成人で構成された個人又は団体	30,000 円
・ 十勝管外に在住する一般成人で構成された個人又は団体	40,000 円

（その他）

第13条 この要項に定めることの他に必要な事項が生じた場合は、大樹町芸術鑑賞協会が別途定めることとする。

附 則

この要項は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。